

公有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する規則

〔平成12年12月27日〕
規則第3号

改正 平成17年1月12日 規則第1号

(趣 旨)

第1条 この規則は、公有財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要なことを定めるものとする。

(公有財産の交換、譲与、無償貸付等)

第2条 公有財産の交換、譲与、無償貸付等は、事務所所在の市町の例による。

附 則

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。